

安心社会を支える 税制を実現するために



税制に対する生保労連の考え方

少子高齢化の進行に伴い、社会保障制度改革が進められています。2012年8月に施行された社会保障制度改革推進法においては、改革を進めるにあたって、「公的保障と私的保障の適切な組み合せ」が求められています。今後、国民の生活保障を支えるために、公助である社会保障制度とともに、自助である私的保障の役割がますます重要となります。

わたしたちは、国民・労働者の生活保障を支え、現在の超少子高齢社会を「安心と活力のある社会」とするために、以下の考え方に基づく税制を実現すべきであると考えます。

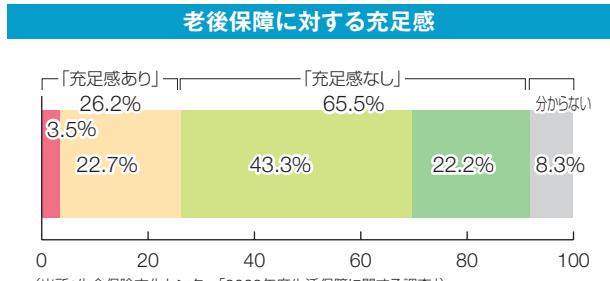
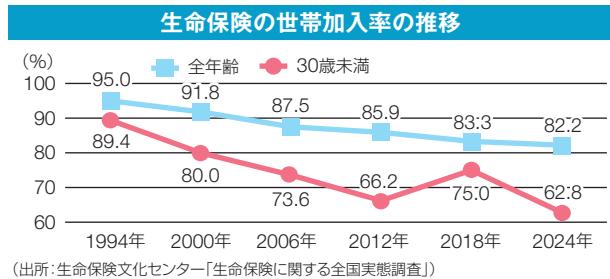
国民の生活保障をめぐる現状

不安定化が懸念される国民生活

生命保険の世帯加入率は82.2%となっており、家計収入の減少などにより、低下傾向にあります。また、30歳未満の若年層については62.8%と極めて低い水準になっています。今後、十分な保障を得られない層が増加し、国民生活全体の不安定化につながることが懸念されます。

国民の多くが老後生活に不安を抱いている

老後のための私的な経済的準備に公的保障や企業保障を加えた老後資金の充足感をみると、「充足感なし」と感じている層が「充足感あり」とする層を大きく上回っている状況にあります。このように、国民の多くは老後生活に不安を抱いています。



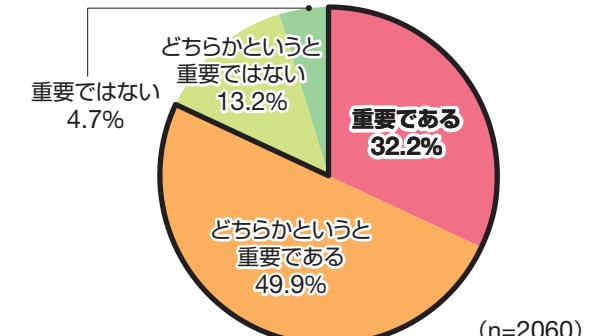
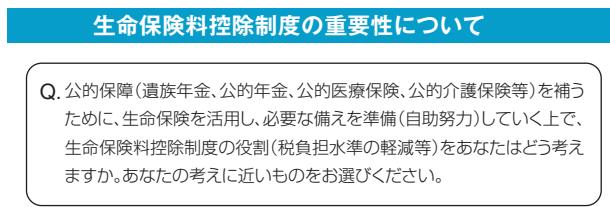
わたしたちの基本的な考え方

安心社会を支える税制の実現を

少子高齢化の進行など、社会構造が大きく変化する中、安心社会を築いていくためには、公的保障と私的保障の組合せ(公私ミックス)による生活保障システムの確立が不可欠です。

とりわけ、社会保障制度全体の給付と負担をめぐる厳しい現状や急速な高齢化、人生100年時代の到来などを踏まえると、国民一人ひとりの将来に向けた「自助努力」の果たす役割が今後ますます重要となることは明らかです。

わたしたちは、国民一人ひとりの自助努力に対する税制上の支援を積極的にはかる必要があると考えます。



(出所:生保労連「生保労連税制に関するモニターアンケート調査(2024年5月実施)」)

わたしたちの提言

Our Proposal

国民・勤労者の生活を支える税制支援策の拡充を

社会保障制度をめぐる環境が厳しさを増す中で、社会保障制度が持続可能となるよう改革を進めるとともに、国民・勤労者一人ひとりの「自助努力」を支援することがますます重要となります。

国民・勤労者の生活を支えていくため、「公的保障」に加え、「私的保障」の一層の充実をはかる必要があることから、国民・勤労者の自助努力に対する税制上の支援を積極的にはかるべきであると考えます。

国民一人ひとりの将来に向けた自助努力を支援・促進するため、生命保険料控除制度の拡充を

生命保険は、自助努力による生活保障手段として、相互扶助という独自のシステムを通じ、国民生活の安定に寄与しており、私的保障における中心的な役割を果たしています。例えば、働き手に万一のことがあった場合、その世帯の生活が困窮することを防いでいます。また、社会保障制度をめぐる環境が厳しさを増す中で、こうした役割を支援・促進する税制支援措置である生命保険料控除制度の重要性はますます高まっ

ています。さらに、子ども・子育てに対する支援が国民的な課題となる中、国民生活の一翼を担う生保産業として、その支援に資する取組みもいち早く行う必要があると考えます。

こうしたことから、わたしたちは、国民の将来に向けた自助努力をさらに支援・促進するため、生命保険料控除制度について拡充をはかるべきであると考えます。

令和7年
まで

	一般生命保険	介護医療保険	個人年金保険
	4万円	4万円	4万円

(平成24年1月からの契約)

子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充(令和7年度税制改正)

令和8年
限り
時限措置

	一般生命保険	介護医療保険	個人年金保険
23歳未満 扶養親族	有 6万円 無 4万円	4万円	4万円

(平成24年1月からの契約)

要 望 事 項

令和9年
以降

子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充を恒久化

子育て世帯が将来に向けて安定的に保障を継続できる環境を整備する観点から「令和8年分所得税において講じられる、23歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除枠の所得税・適用限度額に対する2万円の上乗せ措置」を恒久化するなど所要の措置を講ずること

働き手を失った遺族の生活改善に向けて 死亡保険金の相続税非課税措置の拡充を

働き手を失った遺族の収入状況は非常に厳しい実態にあります。また、今後の経済情勢や雇用に関する動向などによっては、当該家庭の家計は一層厳しくなることも懸念されます。公的遺族保障については、例えば子ども一人世帯の遺族基礎年金は1ヶ月あたり約8万9千円(2025年4月1日時点)であり、生活資金必

要額を賄う上では決して十分ではありません。

こうした状況を踏まえ、遺族の生活資金を確保すべく、死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額に「配偶者分500万円+未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算し、その拡充をはかる必要があると考えます。